資料 3

義務教育学校

一人の校長の下で一つの教職員集団が一 貫した教育課程を編成・実施する９年制の学校

(1)学年の区分と教育課程

義務教育学校は、９年の課程が小学校相当の前期６年、中学校相当の後期３年に区分されているが、１年生から９年生までの児童生徒が１つの学校に通うという特質を生かし、９年間の教育課程において「４―３―２」や「５―４」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。

修業年限は９年であり、前期６年と後期３年の課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。

一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている。

(2)設置者

義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能であるが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となる。

(3)施設の形態

施設の形態については、施設一体型、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型がある。

①施設一体型（例　美麻小中学校、信濃小中学校）

・小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている。

・小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものも含む。

②施設隣接型

・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。

③施設分離型（例　八坂小中学校）

・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。